

# マイナンバー制度の現状について



内閣官房 社会保障改革担当室  
内閣参事官 阿部 知明

# マイナンバー制度の法制関係について

## 本人確認書類の写しの取扱いについて

事業者が、講演料の支払先等からマイナンバー(個人番号)を取得する際には本人確認を行う必要がありますが、マイナンバー(個人番号)を取得する際の本人確認書類の取扱いを巡って本人と事業者の間でトラブルとなる事例が発生しています。そのような事態を回避するための方法を紹介します。

**Q 1** 講演料の支払先等からマイナンバー(個人番号)を取得する際に、本人確認書類の写しの提出を受ける必要がありますか。

**A1** 対面で本人確認を行う場合は、本人確認書類の「提示」を受けることが原則です。したがって、講演料の支払先等に対し本人確認書類の写しを求める必要はありません(番号法16、番号法施行令12)。

また、郵送で本人確認を行う場合は、本人確認書類の写しの「提出」を受ける必要があります(番号法施行規則11)。

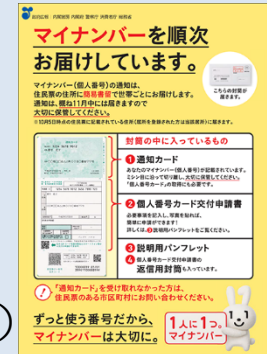
**Q 2** 本人確認書類の写しの提出を受けた場合、その書類を保存する必要はありますか。

**A2** マイナンバー(個人番号)の確認の際に、本人確認書類の写しの提出を受けた場合、必要な手続を行った後に本人確認書類が不要となった段階で、速やかに廃棄しましょう。

マイナンバー制度の広報について

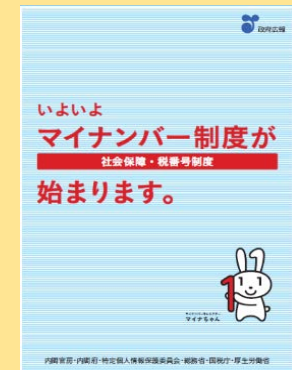
# マイナンバー広報媒体(平成28年4月時点)

- ホームページ、ツイッター、フェイスブック、メルマガでの情報発信
- ポスターの掲示、チラシの配布、動画の提供
- コールセンターの開設(26年10月～) 外国語も5か国語(英中韓西葡)対応
- 各省庁、自治体、業界団体等への広報実施・協力依頼
- 政府広報(28年1月以降の集中広報)
  - ・テレビCM(1・2・3・4月)、新聞全面広告(1月)、記事下広告(2・3月)
  - 電車広告、新聞折込広告(4月)、WEB(動画、マンガ、よくある質問など)



- 児童・生徒、保護者向け広報
  - ・小学生(高学年)、中学生、高校生を対象とする小冊子の配布
- 障がい者向け広報
  - ・視覚障がい者対応、聴覚障がい者対応
- 外国人向け広報
  - ・ホームページで26か国語で情報提供
- PRキャラクター「マイナちゃん」を活用した広報
  - ・全国各地でイベントへの参加やご当地キャラとのコラボ 等

- 事業者向け資料・よくある質問
- 事業者向け説明会(27年1月～28年3月 374回)
  - ・ホームページからYoutubeで視聴可能
- 事業者向け動画DVD
- 事業者向けパンフレットの配布
  - ・各省庁、自治体、経済団体等への配布
- 小規模事業者向けチェックリスト



# マイナンバー政府広報(平成28年4月・5月)

## 1. 交通広告

|    | 4月中旬                                                                       | 4月下旬                       | 5月                         |
|----|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 関東 | <b>4/16～4/30</b><br>○山手線(JR)<br>○京浜東北線(JR)<br>○総武線(JR)<br>○銀座線・丸ノ内線(東京メトロ) |                            |                            |
| 関西 | <b>4/16～4/30</b><br>○東海道・山陽線(JR)                                           |                            |                            |
|    | <b>4/17～4/30</b><br>○御堂筋線(大阪地下鉄)                                           |                            |                            |
|    | <b>4/18～4/20</b><br>○阪急                                                    | <b>4/25～5/1</b><br>○阪急     |                            |
| 中部 |                                                                            |                            | <b>5/1～5/31</b><br>○名古屋地下鉄 |
| 福岡 |                                                                            | <b>4/26～5/16</b><br>○名古屋鉄道 |                            |
|    |                                                                            | <b>5/1～5/21</b><br>○福岡地下鉄  |                            |
|    | <b>4/23～5/13</b><br>○西日本鉄道                                                 |                            |                            |
| 札幌 | <b>4/25～5/8</b><br>○札幌地下鉄                                                  |                            |                            |
|    | <b>4/25～5/9</b><br>○千歳線・室蘭本線・函館本線(JR)                                      |                            |                            |

◆車内広告イメージ

※線区によって、異なる



◆車体広告イメージ(山手線のみ実施)



## 2. テレビCM

- ・15秒スポット (上戸 彩さん、宮川大輔さん出演)
- ・放送期間:4/16(土)～5/6(金) ※期間計:全国93局

## 3. 新聞折込広告

- ・「マイナンバーまるわかりガイド」(マイナンバーを使う場面をしっかり解説)
- ・実施日:4/24(日) ※一部地域は 4/25(月)
- ※「政府広報オンライン」にダウンロード版、音声版も掲載します

# 内閣府で28年3月に作成したマイナンバー広報資料

---

## 1 児童・学生向けのマイナンバー小冊子の作成

- ①個人番号カードを自分で申請できる15歳以上の児童・学生  
(中学3年～高校3年)を対象とする小冊子と、
- ②小学校高学年以上(小学5年～中学2年)を対象とする小冊子

⇒3月までに全児童・学生分(約1千万部)作成し、全国の学校を通じて配布

## 2 視覚障がい者向け資料の作成

全日本盲人会連合との意見交換も踏まえ、

- ①点字資料
- ②拡大文字資料
- ③音声CD

をそれぞれ2万部ずつ作成

※通知カードを送付した封筒に同封されたパンフレットの内容を要約したもの

⇒3月までに市区町村にお届け

(参考)中小企業庁が中小企業・小規模事業者向けの小冊子を作成(100万部)

## マイナンバーに便乗した詐欺への対応

- 内閣官房、国民生活センター等のホームページで9月から注意喚起
- 内閣府・個人情報保護委員会・消費者庁・総務省連名で具体的な相談事例を踏まえた注意事項と相談窓口一覧を整理し、10月1日に公表(警察庁・国税庁の追加や事例の追加など随時更新)
- 10月17日からテレビCMのテロップで注意喚起、10月25日から全国各紙にマイナンバー便乗詐欺注意の記事下広告を掲載、12月には高齢者詐欺の観点からテレビCM、新聞記事下広告を実施

### 《これまでの主な相談事例》

- 行政機関を名乗り、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になる。至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話
- 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
- 「マイナンバーが順次届き、みんな手続きをしているが、あなたはしているか」「早くしないと刑事問題になるかもしれない」と言われた。
- 対応しないと高額な罰金が科されると過度に誇張して商品販売や業務契約を強引に取り付けようとする電話
- 行政機関の職員を名のる者が訪問し、「役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。
- 公的機関を名乗る者から電話で偽のマイナンバーを教えられた。その後、別の者から公的機関に寄付するのにマイナンバーを貸してほしいと言われ、教えた。  
翌日、寄付を受けたとする機関を名乗る者から電話で「マイナンバーを教えたことは犯罪」と言われ、記録改ざんのために金銭を要求され、現金を渡してしまった。

### 《相談窓口》

- マイナンバー  
総合フリーダイヤル  
0120-95-0178
  - 消費者ホットライン  
188 (いやや!)
  - 警察 相談専用窓口  
#9110  
又は 最寄りの警察署まで
  - マイナンバー  
苦情あっせん相談窓口  
03-6457-9585
- ※ 市区町村でもマイナンバーに関する問合せに対応

# マイナンバーのホームページ

※英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語の5言語に対応！  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー



## ●動画でみるマイナンバー制度 (一般向け&事業者向け)



## マイナンバーメールマガジン

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/mailmagazine/mailmagazine.html>

## マイナンバー公式twitter

[https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)

事業者の皆さま  
もうすぐ始まる  
**マイナンバー**  
準備はお済みですか？

まずは確認！ 6つの導入チェックリスト 以下の導入の流れに沿って準備を進めください。詳しくは、解説動画や事業者向けパンフレットをご覧ください。

- 決める！ 1 マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。
- 決める！ 2 マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
- 適切に管理！ 3 マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。
- 適切に管理！ 4 ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策を行いましょう。
- 適切に管理！ 5 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄しましょう。
- 理解！ 6 従業員にマイナンバー制度周知のための研修や勉強会を行いましょう。

マイナンバーの導入準備は、従業員を雇用しているすべての事業者に必要です。

- マイナンバーは、平成27年10月から通知され、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- 特に1月以降に短期で雇用するパート・アルバイトなどのマイナンバーは、早期に取得する必要があります。

# マイナンバー総合フリーダイヤル



「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

 <sup>マイ ナン バー</sup> 0120-95-0178 (無料)

※間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください※

平日 9:30-20:00 土日祝 9:30-17:30 (年末年始12月29日～1月3日を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

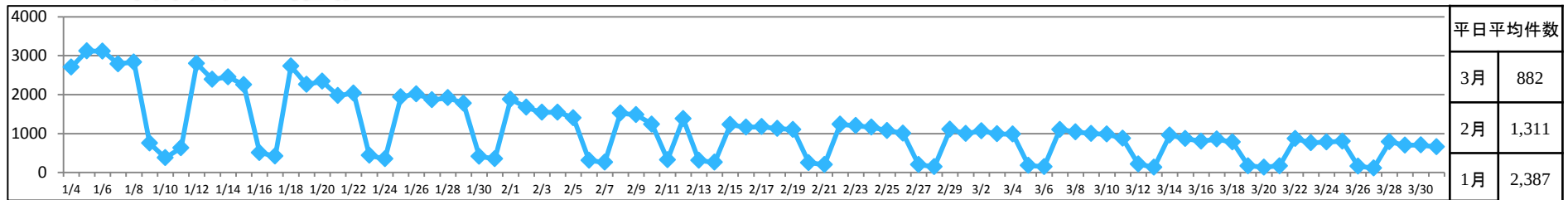
- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 0120-0178-27

# ● マイナンバーコールセンター 2016年1月～2016年3月度お問い合わせ内容概要

## ❖ 応答件数の推移



## ❖ お問い合わせ種別

|     | 1月     |        | 2月     |        | 3月     |        | 合計     |        |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 属性  | 件数     | 比率     | 件数     | 比率     | 件数     | 比率     | 件数     | 比率     |
| 法人  | 18,358 | 19.5%  | 11,110 | 39.0%  | 9,307  | 44.6%  | 38,775 | 39.2%  |
| 個人  | 29,839 | 79.7%  | 16,692 | 58.6%  | 11,100 | 53.2%  | 57,631 | 58.2%  |
| 自治体 | 286    | 0.4%   | 145    | 0.5%   | 143    | 0.7%   | 574    | 0.6%   |
| 官公庁 | 23     | 0.4%   | 25     | 0.1%   | 27     | 0.1%   | 75     | 0.1%   |
| その他 | 1,104  | 0.0%   | 515    | 1.8%   | 272    | 1.3%   | 1,891  | 1.9%   |
| 合計  | 49,610 | 100.0% | 28,487 | 100.0% | 20,849 | 100.0% | 98,946 | 100.0% |

## ❖ よくあるご質問(3月度)

- ・カードに関する問合せ。
- ・金融機関や保険会社にマイナンバーの提供を求められることはありますか？
- ・法人番号指定通知書が届いたが紛失した。再発行してもらうことはできないか。
- ・個人番号カードの取得が義務付けられるのですか？
- ・金融機関や年金機構から法人番号指定通知書の提示を求められることがあるが、その場合は通知書を提示しないといけなくはないのか。また通知書を用意するのが難しい場合は他の提示方法はないのか。
- ・従業員は会社に番号を教えないといけなくはないのですか？

## ❖ センターに寄せられた主なご意見(3月度)

- ・経営者は税をごまかしている人が多い。税の不公平をなくしてほしい。
- ・生活保護はばらまかれている現状があるからその点では良いと思う。ただ、やはりマイナンバーが事業主の負担になっているのは確かだから正してほしい。
- ・マイナンバーで地方財政を良くしてください。
- ・役場やハローワークの職員がマイナンバー制度の必要性を感じられないと言った。国民を納得させる前に行政職員の教育をしっかり行き届かせるべきではないか。

## ❖ お問い合わせ内容

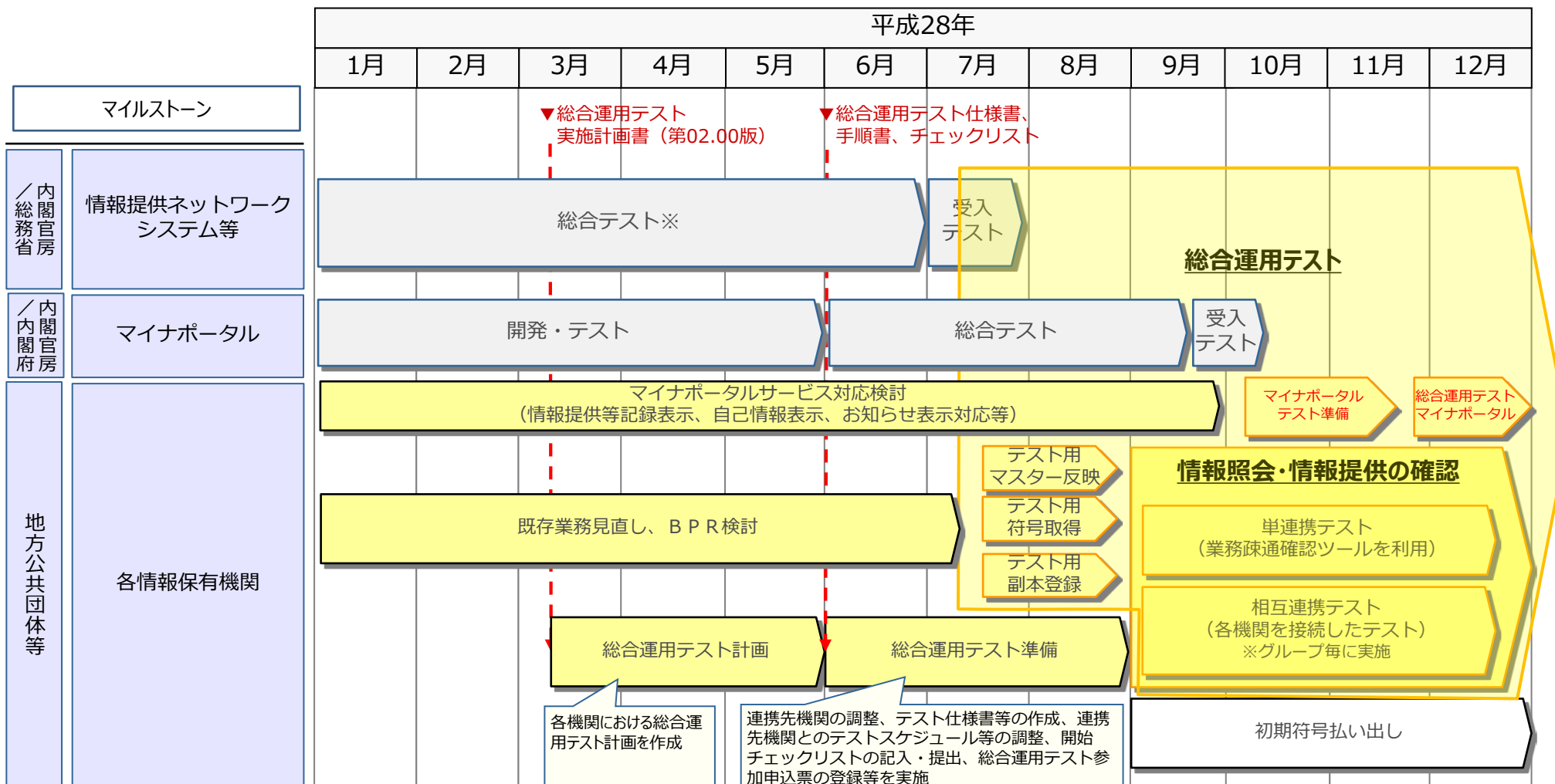
|              | 1月     |       | 2月     |       | 3月    |       | 合計     |       |
|--------------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
|              | 件数     | 比率    | 件数     | 比率    | 件数    | 比率    | 件数     | 比率    |
| 民間事業者における取扱い | 15,406 | 31.1% | 10,104 | 35.5% | 6,779 | 32.5% | 32,289 | 32.6% |
| 総論           | 1,968  | 4.0%  | 1,558  | 5.5%  | 1,273 | 6.1%  | 4,799  | 4.9%  |
| その他          | 2,768  | 5.6%  | 1,499  | 5.3%  | 861   | 4.1%  | 5,128  | 5.2%  |
| カード関連        | 14,200 | 28.6% | 6,972  | 24.5% | 4,914 | 23.6% | 26,086 | 26.4% |
| 個人番号関連       | 8,153  | 16.4% | 4,495  | 15.8% | 2,682 | 12.9% | 15,330 | 15.5% |
| 個人情報の保護      | 879    | 1.8%  | 434    | 1.5%  | 228   | 1.1%  | 1,541  | 1.6%  |
| 条例関連         | 86     | 0.2%  | 44     | 0.2%  | 33    | 0.2%  | 163    | 0.2%  |
| 広報関連         | 64     | 0.1%  | 43     | 0.2%  | 24    | 0.1%  | 131    | 0.1%  |
| 今後のスケジュール等   | 134    | 0.3%  | 67     | 0.2%  | 52    | 0.2%  | 253    | 0.3%  |
| システム関連       | 41     | 0.1%  | 15     | 0.1%  | 14    | 0.1%  | 70     | 0.1%  |
| 法人番号関連       | 5,848  | 11.8% | 3,222  | 11.3% | 3,977 | 19.1% | 13,047 | 13.2% |
| マイナ・ポータル関連   | 31     | 0.1%  | 18     | 0.1%  | 9     | 0.0%  | 58     | 0.1%  |
| 詐欺関連         | 32     | 0.1%  | 16     | 0.1%  | 3     | 0.0%  | 51     | 0.1%  |

# 情報提供ネットワークシステムの 利用に向けた準備について

# 情報提供NWS及びマイナポータルの本運用に向けたスケジュール

総合運用テスト工程：H28.7月～開始予定

(7～8月：テスト用マスター反映、符号取得、副本登録等 9月～：情報照会・提供の確認開始予定)

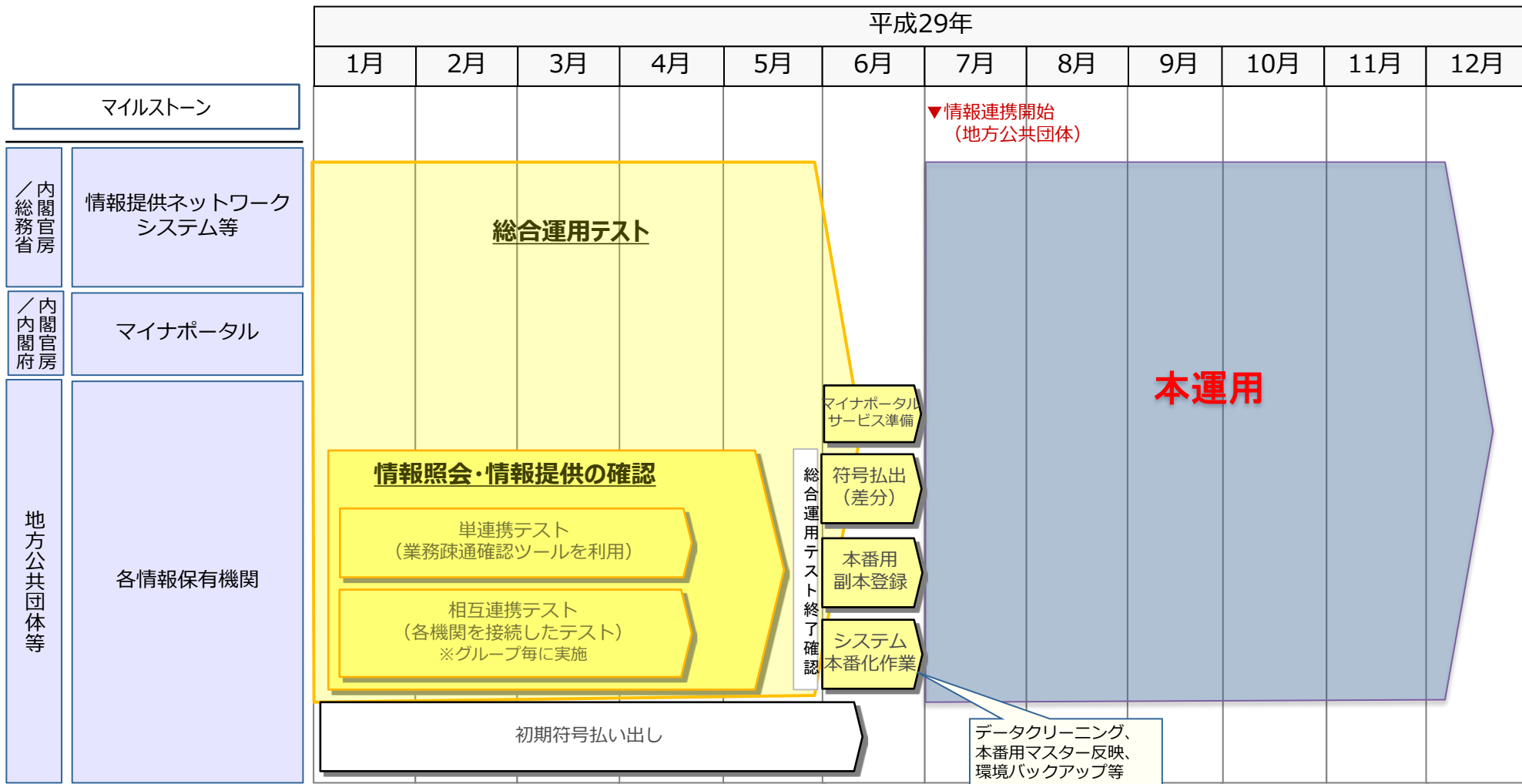


※ 総合テストの一環として3月に一部の団体（山形県,湯沢市,小山市,春日部市,川口市,千代田区,五霞町,東近江市,河内長野市,合志市）にご協力いただき、情報照会・提供のテストを実施した。

# 情報提供NWS及びマイナポータルの本運用に向けたスケジュール

本運用：H29.7月～情報連携開始予定

各情報保有機関においては本運用開始に向けた作業として、符号払出（差分）、本番用副本登録等を実施



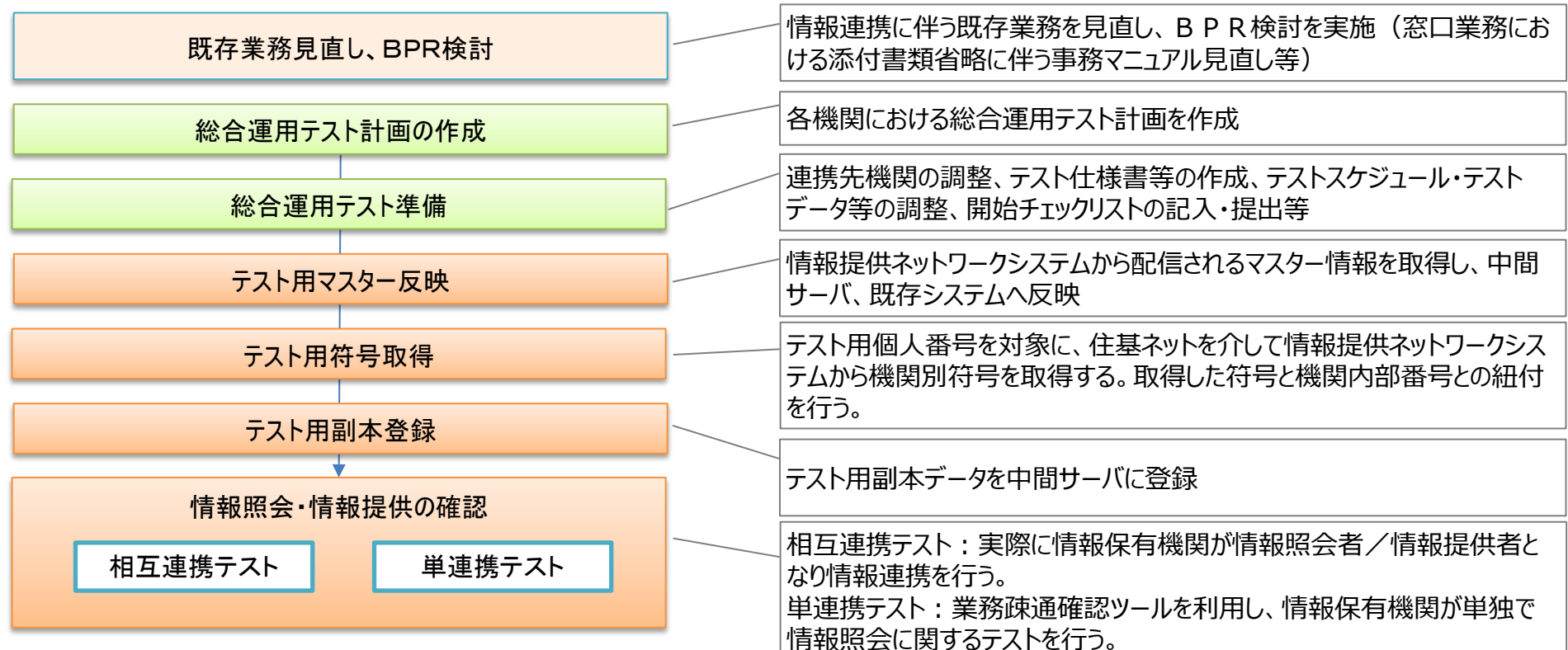
※本運用に向けたスケジュールは現時点の想定であり今後詳細化予定

## ～ 総合運用テストはすべての情報保有機関が参画して実施します ～

### 総合運用テストの目的

各情報保有機関が実施する事務のうち、番号法別表第二の各事務について、「情報提供ネットワークシステム」を介した情報照会及び情報提供に係る業務運用が正しく遂行できるよう、情報保有機関において業務運用の試行を行い、システム機能、安定性等や、業務運用の手順、効率等を確認することを目的とする。

### 総合運用テスト実施の流れ



■総合運用テスト参加申込票の登録を「デジタルPMO」から平成28年4月下旬に開始予定です。

※本番運用向けの情報提供ネットワークシステム接続申請については別途実施いたします。接続申請の方法については総務省よりご案内予定です。

■参加申込で登録する主な項目

- 情報保有機関の所在地（郵便番号、住所）
- 総合運用テストへの参画可能時期（H28年7月以降となる場合は、遅延の理由）
- 申込担当者の情報（所属部署、氏名、連絡先電話番号、メールアドレス）
- 総合運用テスト担当者（正、副）の情報（同上） 等

■登録いただいた情報の一部は、総合運用テストにおいて情報提供ネットワークシステムから配信するマスターデータの情報として使用します。

■登録方法等詳細については、総合運用テスト参加申込機能の公開にあわせて「デジタルPMO」にてご案内いたします。（平成28年4月下旬公表予定）



- 総合運用テストの円滑な実施に向けて必要な準備をお願いします。
- 番号制度導入に伴う既存業務見直し、B P Rについて併せて検討願います。
- 番号制度推進・対策本部長以下、庁内への情報共有を実施願います。（社会保障、税関連部署のみならず、情報公開部署など影響が想定されるところ含め。）

←番号制度は地方公共団体の住民サービスを改善し、仕事のやり方を変える有効なツールとなり得る新しい制度。関係部署は多岐にわたるため、円滑な導入を実現し業務改善を確実に実施するため、全庁を挙げて精力的に準備する必要。

総合運用テストは、本運用前の業務運用の確認であり、各組織のトップにご理解をいただいた上、本運用を円滑に迎えられるよう、取り組んでいただきたい。

### ■併せて、マイナポータルの本運用に向けて

「情報提供等記録表示」「自己情報表示」「お知らせ表示」への庁内対応について検討・準備をお願いします。

←自己情報表示対応、お知らせ機能の活用検討、表示情報を見た住民からの問合せ対応等

マイナポータルによる利便性向上に係る取組みについては、以下の施策を検討中。

## ○国における施策

- 税・年金に係る申告・申請等の際、各種証明書類の提出を省略し、手続負担を軽減

## ○地方公共団体や医療保険者等の協力を得ながら行う施策

- 医療保険者から医療費情報を通知し、医療費控除の電子申告の際に、証明書として活用できる仕組みを導入し、手続負担を軽減
- 国民年金保険料の簡便な免除申請手続きを導入（通称「ワンクリック免除申請」）
- 子育て世代の利便性向上を図る（児童手当、保育園等入園、予防接種などの手続のワンストップ化）

## ○その他、地方公共団体における独自施策

地方公共団体の協力が必要な施策については、**正確な現状把握が必要**であることから、今後は**デジタルPMOなどのツールを活用したアンケート調査**を実施していく予定（※）。各団体においては、**積極的なご協力をお願いしたい**。

また、各地方公共団体において実現が可能な施策についても、検討を進めていただきたい。

※ 具体的には、近日中に、**各種税・社会保険料などの納付方法の調査**や**保育園等入園申請手続き・必要書類の調査**を実施する予定。

マイナポータルで  
もっとつながろう  
平成29年7月本格スタート!



# 参 考 資 料

# 総合運用テストの実施グループ

## 地方公共団体のグループ

情報共有の行いやすさや一部事務組合及び広域連合の設立単位等を踏まえて、都道府県及び区域内の市区町村で構成されるグループとする。

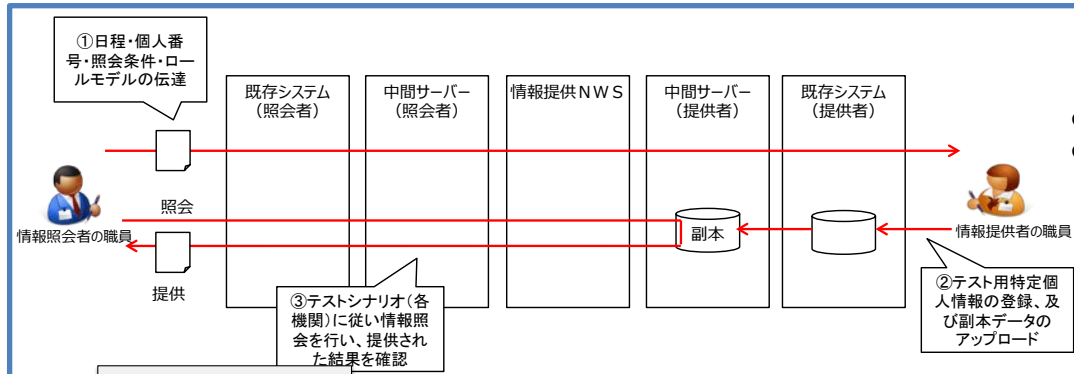
同一都道府県内の市区町村、教育委員会、一部事務組合・広域連合が連携して実施するテストは、都道府県にて組み合わせやスケジュールを調整いただく想定である。

都道府県間で連携して実施するテストは、グループ内都道府県間で協議し、合わせやスケジュールを調整いただく想定である。

| Group   | 都道府県名 | Group   | 都道府県名 | Group   | 都道府県名 |
|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| サブグループ1 | 北海道   | サブグループ3 | 新潟県   | サブグループ6 | 鳥取県   |
|         | 青森県   |         | 富山県   |         | 島根県   |
|         | 岩手県   |         | 石川県   |         | 岡山県   |
|         | 山形県   |         | 福井県   |         | 広島県   |
|         | 宮城県   |         | 山梨県   |         | 山口県   |
|         | 秋田県   |         | 長野県   | サブグループ7 |       |
|         | 福島県   | サブグループ4 |       |         | 徳島県   |
| サブグループ2 |       |         | 岐阜県   |         | 香川県   |
|         | 茨城県   |         | 静岡県   |         | 愛媛県   |
|         | 栃木県   |         | 愛知県   |         | 高知県   |
|         | 群馬県   |         | 三重県   | サブグループ8 |       |
|         | 埼玉県   | サブグループ5 |       |         | 福岡県   |
|         | 千葉県   |         | 滋賀県   |         | 佐賀県   |
|         | 東京都   |         | 京都府   |         | 長崎県   |
|         | 神奈川県  |         | 大阪府   |         | 熊本県   |
|         |       |         | 兵庫県   |         | 大分県   |
|         |       |         | 奈良県   |         | 宮崎県   |
|         |       |         | 和歌山県  |         | 鹿児島県  |
|         |       |         |       |         | 沖縄県   |

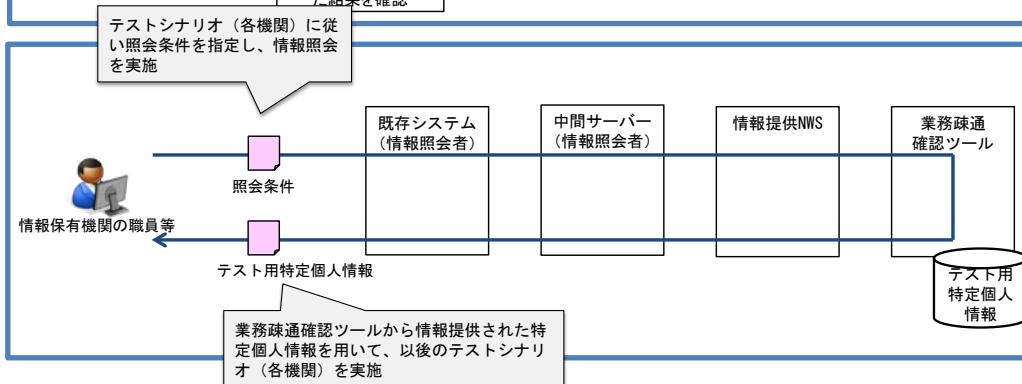
総合運用テストにおける情報照会・情報提供の確認は、  
①相互連携テスト、②単連携テスト の2つの方法で実施

## ①相互連携テスト（各機関を接続したテスト）



- 主要な業務を対象として機関どうし相対で実施
- 実際に情報保有機関が情報照会者／情報提供者となり、情報連携を行う。

## ②単連携テスト（業務疎通確認ツールを利用）



- 業務疎通確認ツールを利用し、情報保有機関が単独で情報照会に関するテストを行う。
- 情報提供者としてのテストは上記①にて確認する。

※業務疎通確認ツール：情報提供ネットワークシステムが提供する架空の情報提供者として振る舞い、情報保有機関からの情報照会を受け指定された照会条件に対して、予め準備したテスト用特定個人情報を応答するツール。

# 総合運用テストに向けたドキュメント、ツール等の提供予定

総合運用テストの計画・準備、実施に向け、内閣官房から提供する予定のドキュメント、ツール等を以下に示します。

| 項番 | カテゴリ   | 提供物       | 概要/用途                                                                                                                      | 提供時期               | 提供方法                   |
|----|--------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|------------------------|
| 1  | ツール    | 業務疎通確認ツール | 総合運用テストの情報照会・情報提供の確認における「単連携テスト」で使用するツール。架空の情報保有機関(情報提供者)として振る舞い、当該情報保有機関(架空)へ照会を行うことで、予め決められたテスト用特定個人情報が業務疎通確認ツールから応答される。 | 平成28年<br>7月予定      | 情報提供<br>ネットワーク<br>システム |
| 2  | ドキュメント | テスト実施要領   | 情報提供ネットワークシステム等に係る総合運用テストにおける詳細スケジュール及びテスト管理(役割分担/連絡ルート/連絡方法)等、テスト実施における要領を規定したドキュメント。                                     | 平成28年<br>5月末<br>予定 | デジタルPMO                |
| 3  |        | 開始チェックリスト | 各情報保有機関において、総合運用テストの開始条件を満たしていることを確認するために使用するチェックリスト。各情報保有機関では、内閣官房から展開された本チェックリストに記入の上、内閣官房宛へ提出する。                        | 平成28年<br>5月末<br>予定 | デジタルPMO                |
| 4  |        | テスト観点一覧   | 総合運用テストにおいて、各テストにおける観点の詳細を示したもの。<br>各情報保有機関において、テストケース・テストシナリオを検討する際のインプット資料として内閣官房より提供する。                                 | 平成28年<br>5月末<br>予定 | デジタルPMO                |
| 5  |        | 主要な事務一覧   | 総合運用テストの情報照会・情報提供の確認における「相互連携テスト」で実施する事務を示したもの。                                                                            | 平成28年3月末<br>提供済    | デジタルPMO                |

# 総合運用テストに向けたドキュメント、ツール等の提供予定

| 項番 | カテゴリ   | 提供物                    | 概要/用途                                                                                                       | 提供時期               | 提供方法    |
|----|--------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------|
| 6  |        | ロールモデル及び正解XMLファイルの作成方法 | 総合運用テストにおけるテストケースを作成するにあたり、ロールモデル及び正解XMLファイルの作成方法を示したもの。各情報保有機関にてロールモデル及び正解XMLファイルを作成する際の手引きとして、内閣官房より提供する。 | 平成28年<br>5月末<br>予定 | デジタルPMO |
| 7  |        | ロールモデル及び正解XMLファイルのサンプル | 各情報保有機関にてロールモデル及び正解XMLファイルを作成するにあたり、これらのサンプルを内閣官房より提供する。                                                    | 平成28年<br>5月末<br>予定 | デジタルPMO |
| 8  |        | テスト仕様書等の様式             | 各情報保有機関にてテスト仕様書等(テスト手順書、テストケース・テストシナリオ、テストデータ)を作成するにあたり、これらの様式を内閣官房より提供する。                                  | 平成28年<br>5月末<br>予定 | デジタルPMO |
| 9  | テストデータ | テスト用個人番号               | 住民基本台帳ネットワークの全国センターにおいて用意したテスト用の個人番号。<br>既存システムに登録し、総合運用テストに利用するもの。                                         | 平成28年<br>5月末<br>予定 | デジタルPMO |

# 総合運用テストに向けた計画・準備作業

各機関における総合運用テストに向けた計画・準備作業として、総合運用テスト計画の策定、連携先機関の調整、テスト仕様書等の作成、連携先機関とのテストスケジュール等の調整、開始チェックリストの記入・提出、総合運用テスト参加申込票の登録等を実施

| 分類        | 作業概要                                                                   | 実施者【○:主体、△:支援】 |                            |        | 実施時期・期限             |
|-----------|------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------|--------|---------------------|
|           |                                                                        | 内閣官房<br>/総務省   | グループ内<br>取りまとめ機関<br>(都道府県) | 地方公共団体 |                     |
| 総合運用テスト計画 | 総合運用テスト実施計画書(第02.00版)の策定・展開                                            | ○              |                            |        | H28年3月11日           |
|           | 総合運用テスト計画の策定                                                           |                |                            | ○      | (各機関のスケジュールに合わせて実施) |
| 総合運用テスト準備 | テスト実施要領等の策定・展開                                                         | ○              |                            |        | H28年5月末予定           |
|           | テスト観点一覧、ロールモデル及び正解XMLファイルの作成方法、ロールモデル及び正解XMLファイルのサンプル、テスト仕様書等の様式の作成・展開 | ○              |                            |        | H28年5月末予定           |
|           | 連携先機関の調整                                                               |                | △                          | ○      | (各機関のスケジュールに合わせて実施) |
|           | テスト仕様書(テストケース・テストシナリオ、テスト手順書、テストデータ)等の作成                               |                |                            | ○      | 情報照会・情報提供の確認開始まで    |
|           | 連携先機関とのテストスケジュール・テストデータ等の調整                                            |                | △                          | ○      | 情報照会・情報提供の確認開始まで    |
|           | 開始チェックリストの展開                                                           | ○              |                            |        | H28年5月末予定           |
|           | 開始チェックリストの記入・提出                                                        |                | △                          | ○      | 総合運用テスト開始まで         |
|           | 総合運用テスト参加申込票の登録                                                        |                |                            | ○      | H28年4月下旬以降          |

# マイナポータルとは

マイナポータルとは、マイナンバー法に基づく行政サービスとして政府が中心となり構築・運営するサービスであり、国民等が利用者となり、国、地方公共団体、医療保険者などの行政機関など（以下、「情報保有機関」といいます。）での自分の情報の利用状況や情報自体の確認、情報保有機関からのお知らせの受信などができ、将来構想として民間事業者による送達サービスと連携したライフイベントワンストップサービス、社会保障・税などに関する公金決済ワンストップサービスの検討も進められているインターネットサービスです。

マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下を予定しております。

| サービス名称               | サービス概要                                                                                                                                                                            |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マイナンバー法附則に基づく主要3サービス | <b>情報提供等記録表示</b><br>✓ 自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのかを確認することができます。（マイナンバー法附則第6条第5項）                                                                                                   |
|                      | <b>自己情報表示</b><br>✓ 情報保有機関が持っている自分の特定個人情報を確認できる機能で、どの情報保有機関が自分の特定個人情報を持っているかわからなくとも、正しい情報保有機関へ要求することができます。（マイナンバー法附則第6条第6項第1号）                                                     |
|                      | <b>お知らせ表示</b><br>✓ 情報保有機関から一人ひとりに合ったきめ細やかなお知らせやサービスを提供したり、情報保有機関からのアンケート等への回答を行うことも可能なコミュニケーションツールです。（マイナンバー法附則第6条第6項第2号）<br>✓ 民間の送達サービスを活用して行政機関や民間企業等からのお知らせなどを受け取る仕組みも予定しています。 |
| ワンストップサービス           | <b>ワンストップサービス（仮称）</b><br>✓ 子育て制度（児童手当、保育園等入園、予防接種など）のワンストップ化を皮切りに、官民横断的に同時に複数の手続などを申請可能となるサービスを構築することを予定しています。                                                                    |
|                      | <b>公金決済ワンストップ</b><br>✓ マイナポータルのお知らせ表示を経由してネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードで各種税・社会保険料などの納付書を前提としない公金決済を可能とするサービスで、民間の決済代行サービス等を活用することを予定しています。                                              |
| その他                  | ✓ 上記サービスのほか、国民等利用者本人に代わって代理人がマイナポータルを使用できるサービスや、様々なサイトへの認証連携（シングルサインオン）を可能とするサービス、などを提供する予定です。                                                                                    |

平成29年以降順次サービス開始予定

# マイナポータルを利用するために必要なもの

国民等利用者がマイナポータルを利用するためには、以下の準備が必要になります。

- ◆ 公的個人認証サービスを利用した本人認証を行い、マイナポータルでアカウント開設を行いログインするためには、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードが必要です。



- ◆ 平成29年1月のサービス開始時はPC向けサービスであるため、使用されるPC端末への公的個人認証のJPKI利用者クライアントソフトのインストールとカードの読取機能を備えたデバイスの準備が必要です。



カードリーダー



NFCモデルスマートフォン



ドングル



セットトップボックス

※平成29年1月以降、順次導入予定

- ◆ 利用者端末については、平成29年1月以降、PC以外にも順次NFC対応のAndroidスマートフォンやタブレット、コンビニ端末、CATVから利用できるように整備し、特にスマートフォンアプリは無料でGooglePlayでダウンロードできるよう整備を進めていきます。また、iOS搭載デバイスについても検討を進めています。



スマートフォン



タブレット



コンビニ端末



CATV

# 利用に際して行っていただきたいことについて

国民等利用者がマイナポータルを最初に利用した際は、以下の操作が必要になります。

- ◆ カードリーダーに利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをセットし、所定の暗証番号を入力の上、公的個人認証サービスを利用した本人認証を行い、マイナポータルのアカウントおよび利用者フォルダーの開設処理を行います。



アカウント（利用者フォルダー）

- ◆ アカウントおよび利用者フォルダーの開設には、ニックネームの登録が必須となります。ニックネームはログイン後のマイナポータル画面にも常に表示されるものであり、基本4情報やマイナンバーの登録を控える関係上、国民等利用者が「自らのマイナポータルであること」が認識できる重要な項目ですので、自分にとってわかりやすく他者にとってわかりにくいニックネームを登録いただくことを想定しています。

Nickname:

- ◆ アカウントおよび利用者フォルダーの開設時に任意の登録項目に、メールアドレスとメール通知の契機があります。メールアドレスを登録することで、お知らせ受信時やマイナポータルへのログイン時などの契機に登録されたメールアドレス（2つまで登録可）宛に通知メールが送信されます。スマートフォンのメールアドレスをご登録いただくことで、マイナポータルからの通知にタイムリーに気付いていただけると想定しております。

マイナポータル の安全対策の概要は、以下のとおりです。

- ◆ 利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードを用いて公的個人認証サービスを利用するため、より高い保証レベルでの本人確認を行うことができます。これにより、成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保します。



- ◆ 初回のアカウント開設時に仮想の一時格納領域である利用者フォルダーが開設され、この領域へのアクセス権は公的個人認証サービスにより厳格に管理されます。この利用者フォルダーに格納される情報は、既読の状態ではマイナポータルからログアウトしたり一定期間が経過したりすると、利用者フォルダーから削除され、参照できなくなります。



- ◆ 過去のマイナポータルの操作履歴を確認することができるため、身に覚えのない操作について、確認のうえ気付くことができます。

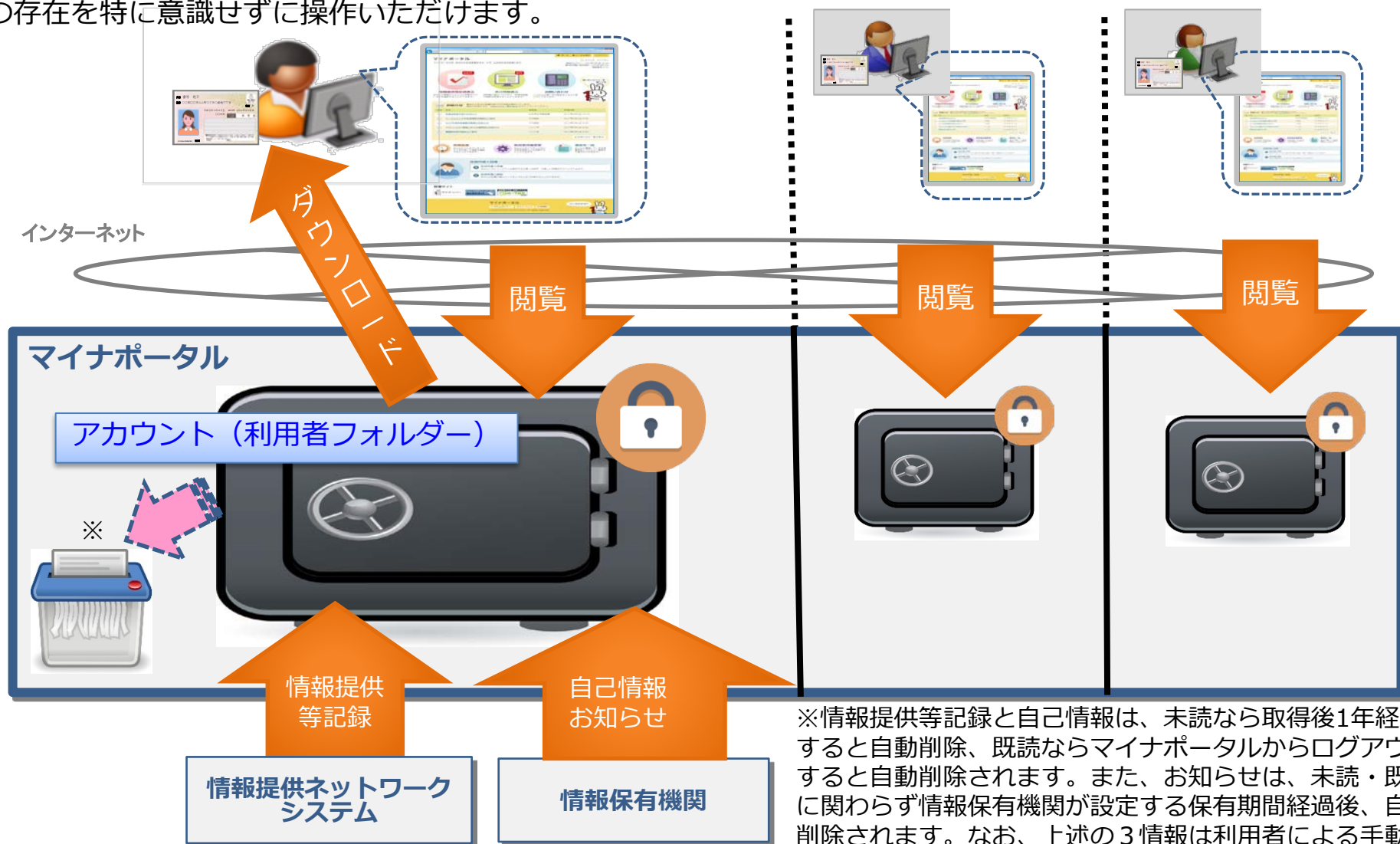


- ◆ 公共機関などの自宅以外の端末からマイナポータルを利用する際などは、他人からの覗き見を防止する措置を講じることで、プライバシーの侵害を抑止します。



# アカウント（利用者フォルダー）のイメージ

マイナポータルでは、アカウントを開くとアカウントに紐づく「利用者フォルダー」が開設されます。利用者フォルダーは、国民等利用者の一人一人に割り当てられた仮想の一時的なデータ格納領域の役割を担っており、国民等利用者本人かアクセス権を付与された代理人のみ、アクセスすることができます（貸金庫のようなイメージ、ただし基本4情報やマイナンバーは保持しません）。なお、国民等利用者は、利用者フォルダーの存在を特に意識せずに操作いただけます。



※情報提供等記録と自己情報は、未読なら取得後1年経過すると自動削除、既読ならマイナポータルからログアウトすると自動削除されます。また、お知らせは、未読・既読に関わらず情報保有機関が設定する保有期間経過後、自動削除されます。なお、上述の3情報は利用者による手動削除も可能です。

マイナポータルを代理人として利用する際の概要は、以下のとおりです。

- ◆ 国民等利用者が代理人を登録し、代理を許可するサービスの範囲を設定する際は、相対のうえでお互いのマイナンバーカードをカードリーダーに順番にセットし、合意のもとで認証及び設定を行っていただきます。



- ◆ 代理可能なサービスは、マイナンバー法附則に基づく主要3サービス（情報提供等記録表示、自己情報表示、お知らせ表示）が対象となります。

- ◆ 代理人の登録は、国民等利用者本人と代理人との間で委任関係が同意の下で成立していることを前提としています。



- ◆ 代理人設定の有効期間は最大2年で、代理設定した内容は有効期間の範囲内で、いつでも変更できます。

- ◆ 代理人の登録の解除はいつでも行うことができ、国民等利用者本人と代理人のどちらからも解除することができ、結果は即時に反映されます。

# マイナポータルが提供するサービスと画面構成（案）（PC）

## A 情報提供等記録表示

- ✓ 自分の特定個人情報、いつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認することができます。（マイナンバー法附則第6条第5項）

## B 自己情報表示

- ✓ 情報保有機関が持っている自分の特定個人情報が確認できる機能で、どの情報保有機関が自分の特定個人情報を持っているかわからなくとも、正しい情報保有機関へ要求することができます。（マイナンバー法附則第6条第6項第1号）

## C お知らせ表示

- ✓ 情報保有機関から一人ひとりに合ったきめ細やかなお知らせやサービスを提供したり、情報保有機関からのアンケート等への回答を行うことも可能なコミュニケーションツールです。（マイナンバー法附則第6条第6項第2号）
- ✓ 民間の送達サービスを活用して行政機関や民間企業等からのお知らせなどを受け取る仕組みも予定しています。

## D 利用履歴

- ✓ マイナポータルにおける各種サービスの操作履歴を確認することができます。



## E お問い合わせ

- ✓ マイナポータルの操作に関する問合せの登録及び回答の確認、FAQなどを提供します。

## F アカウント情報変更

- ✓ お知らせなどを受け取った際に個人に通知をするメールアドレスを変更したり、マイナポータル画面に表示させるニックネームを変更することができます。

## G 連携先一覧

- ✓ ねんきんネットや国税電子申告・納税システム（e-Tax）等へのシームレスなアクセスを実現するための認証連携（シングルサインオン）を提供します。

## H 代理人管理

- ✓ 代理人を登録したり、代理人の利用（アクセス）権限を設定することができます。
- ✓ 代理人は複数設定することが可能です。
- ✓ 代理人に設定された人は、代理人として本人に代わっての利用を行うことができます。

マイナンバー制度等を活用した関係機関間の情報連携強化により、国民の利便性向上・年金保険料の徴収強化等に向けた効果的な取り組みを行い、年金保険料の納付率向上等の課題解決を図る

| 主な施策           | 現状                                         |   | 施策後                                                               | 参考                                                                                                              |
|----------------|--------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>(1)個人向け</b> |                                            |   |                                                                   |                                                                                                                 |
| ワンストップサービス     | 国税、地方税、年金等の制度ごとに各種手続きを行う必要                 | ➡ | マイナポータルで、国税・地方税・年金等に係る一連の手続きの一括的な処理を可能とし、窓口の実質的な一元化を図る            | ○確定申告者<br>年間約2,140万人(25年)<br>○国民年金第1号被保険者<br>約1,805万人(25年度)                                                     |
| ワンクリック免除申請     | 年金事務所に直接申請する必要(オンライン手続きは未対応)               | ➡ | マイナポータルを利用し、免除手続きに関する情報提供とともに、簡便な免除申請手続きを導入                       | ○申請全額免除者<br>約249万人(25年度)                                                                                        |
| 医療費控除の簡素化      | 医療費控除の電子申告の際に、診療の明細を一件ごとに入力する必要。領収書の保存も必要。 | ➡ | マイナポータルに医療保険者から医療費情報を通知し、医療費控除の電子申告の際に、証明書として活用できる仕組みを導入し、手続負担を軽減 | ○医療費控除の申告者数<br>年間約700万人(25年)                                                                                    |
| 提出書類の省略        | 税・年金に係る申告・申請等の際、各種証明書類を提出する必要              | ➡ | 所得税の住宅ローン控除(住民票)や年金の裁定請求(住民票)等に必要だった提出書類の省略を図り、手続負担を軽減            | ○厚生年金新規裁定受給権者<br>約192万人(24年度)<br>○国民年金新規裁定受給権者<br>(国民年金のみの受給権者)<br>約34万人(24年度)<br>○住宅ローン控除の申告者数<br>年間約57万件(25年) |

|                          |                                                   |   |                                                                   |                                                                                                                    |
|--------------------------|---------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活用しやすい<br>民間ソフトの開<br>発促進 | 税・社会保険に係るソフト開発に必要<br>な仕様情報の提供や助言等は、<br>各当局でそれぞれ対応 | ➡ | 新たに国税・地方税・社会保険の各当局と民間ソフト<br>業界が一同に会する会議体を設置し、開発促進を強化              | ○法人税申告件数<br>年間約277万件(25年度)<br>○民間会計ソフト利用率<br>中小企業の約69.4%(24年度)<br>(中小企業庁委託事業「平成24年度中小企<br>業における会計の実態調査事業」より)       |
| 類似した調書<br>の見直し           | 源泉徴収票(国税)と給与支払報告<br>書(地方税)を、国と地方にそれぞ<br>れ提出       | ➡ | 両調書の様式・データ形式を統一化、一括作成・提出<br>を可能とする仕組を構築し、オンラインでの提出につ<br>いて手続負担を軽減 | ○源泉徴収票の提出枚数<br>オンライン提出年間約310万枚(25事務年<br>度)(給与等支払額が一定額超の場合のみ<br>税務署へ提出)<br>○給与支払報告書の提出枚数<br>オンライン提出年間約2,019万枚(25年度) |

## 2. 年金保険料の徴収強化

| 主な施策             | 現状                                                                            |   | 施策後                                                                                                    | 参考                                                               |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| すべての滞納者に対する督促の実現 | 国民年金保険料の滞納者のうち、一定の所得及び滞納月数に該当する者に対して督促を実施。<br><br>※26年度は、所得400万円以上及び未納月数13月以上 | ➡ | 督促対象者の範囲を段階的に拡大し、平成30年度を目途に、免除該当者等を除いたすべての滞納者に対する督促の実現を目指す<br><br>※30年度までに、所得300万円以上及び未納月数7月以上に段階的に拡大。 | ○国民年金未納者<br>約259万人(25年度)<br>○督促対象者<br>約13万人(26年度)<br>約20万人(27年度) |
| 厚生年金適用漏れ解消       | 源泉徴収義務者と厚生年金適用事務所の不一致は約75万事業所。昨年12月、国税庁は年金機構に対して法人情報の提供を開始                    | ➡ | 国税庁は、法人番号を加えた法人情報を年金機構に提供。厚生労働省において、厚生年金対象事業所との紐付けを完了し、集中的な加入指導を一層強化                                   | ○厚生年金適用事業所<br>約169万事業所(25年度)<br>○法人の源泉徴収義務者<br>約245万事業所(25年度)    |
| 税・年金の徴収連携強化      | 悪質な年金滞納者に関する国税庁への強制徴収委任制度を22年に開始。最近の実績は、年間5件程度で厚生年金のみ                         | ➡ | 滞納金額や滞納月数等の委任要件を見直し(※)国民年金でも強制徴収委任を実施。年間件数を少なくとも約5倍、最大100件程度へ大幅に増加<br>※厚生年金の滞納金額要件を1億⇒5千万円に引下げ等        | ○強制徴収委任の累計実績<br>13件(22～26年度末)                                    |
| 広報活動の強化          | 11月の「ねんきん月間」を中心に、広報イベントや周知活動を展開                                               | ➡ | 年金アプリの開発や大学における啓発イベント等の開催等、若者に重点を置いた広報活動を強化                                                            | ○20代の国民年金第1号被保険者<br>約548万人(25年度)                                 |

## 3. 行政効率化

| 主な施策              | 現状                                                   |   | 施策後                                                                                   | 参考                                                                                                              |
|-------------------|------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当局間の情報共有ネットワークの整備 | 国税・地方税と年金当局間の情報ネットワークは未整備であり、年金審査事務等に必要な情報は個別に確認する必要 | ➡ | 国税・地方税・年金の当局間の情報共有ネットワークを整備し、必要な情報を共有し、即時に活用できるシステムを構築。情報の照合や連絡等の事務に必要なだった時間や労力を大幅に削減 | 【地方税＝年金の情報連携】<br>〔所得情報〕<br>○申請全額免除者<br>約249万人(25年度)<br>【国税＝年金間の情報連携】<br>〔法人情報〕<br>○法人の源泉徴収義務者<br>約245万事業所(25年度) |

※ 平成27年6月22日(月)開催「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関する検討について(第3回)」資料より抜粋